

会 議 録		令和6年12月13日作成	令和10年3月末日廃棄
会議名	京都府舞鶴警察署協議会（令和6年度第3回）		
開催日	令和6年12月11日（水曜日）		
時 間	午後1時30分から午後2時55分までの間（85分）		
場 所	京都府舞鶴警察署 東庁舎講堂		
出席者	宮本会長、吉岡副会長、土井副会長、伊庭委員、福本委員、笹田委員、加藤委員 桑村委員、前田委員、矢野委員 （欠席 澤江委員） <span style="float: right;">計10人</span>		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、地域課長代理 刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長 <span style="float: right;">計11人</span>		
諮 問 事 項	警察業務全般に対する意見		
会 議 内 容	1 会長挨拶 <span style="float: right;">司会 副署長</span> 2 署長挨拶 3 協議 <span style="float: right;">司会 会長</span> (1) 新庁舎建設後の東庁舎の活用方法、計画について～会計課長 <b>【委員】</b> 新庁舎建設後に東庁舎を東地区の防犯拠点や交番等に活用することはある のか。 <b>【警察】</b> 現時点では未定であり、検討中である。 また、現在使用している本庁舎の跡地についても未定である。 要望等がある場合、当署から警察本部担当者にその内容を伝える。 <b>【委員】</b> 中舞鶴交番も勤務体系が変わったが、住民は「交番がある。」「警察官が いてくれる。」と思えるだけで大きな安心感を得ている。 新庁舎建設後も、東庁舎の跡地等を活用するなどして大型交番等の拠点を 設けていただきたい。そうすることで地域住民の安心感につながる。 (2) 消防署との連携について～地域課長 <b>【委員】</b> 救急事案で、警察官が臨場する場合としない場合の違いは何か。 <b>【警察】</b> 警察官が救急事案の現場に臨場する目的は、警察官の目で事件性の有無を 判断するためである。 例えば、「怪我をした。」との119番通報がなされた場合、現場に行き、 通報者や目撃者等からの聞き取り、防犯カメラ映像を確認する等で、「危害を		

加えられた。」「交通事故に遭って怪我をした。」など、初めて事件、事故であることが明らかになる場合がある。

そのため、事件・事故を見逃さないために救急事案についても警察官が現場臨場して確認をしている。

また、発熱や病院間の転送のように、明らかに事件性のない119番通報以外は、消防指令センターから当府警の110番指令センターに通報がなされ、情報共有している。

情報共有された事案については、京都府警察では警察官が全件、現場臨場して事件性の有無を判断している。

このことから、単純に怪我をただけであっても119番通報がされた場合は、警察官が現場臨場している。

消防署とはこのような形で連携を図っている。

(3) 若手警察職員の指導・育成について～警務課長

【委員】ハラスメント防止や職場環境の改善、若手職員を育成していく上での取組方法の工夫点はあるか。また苦勞しているのはどのような点か。

【警察】令和6年11月末現在、京都府警察全体でのハラスメントによる処分者は13人（内訳パワハラ6、セクハラ6、マタハラ1）である。

当署では、ハラスメントを防止するためにハラスメント相談員を16人指定し、相談しやすい職場環境づくりに努めている。

また、毎月署員から「ハラスメント防止標語」を募集し、選出した標語を執務室や見える場所に掲示して意識を高めるなどの活動をしている。

今月の標語は、「その言葉 あなたの家族に 言えますか」である。

苦勞している点は、判断基準である、「社会通念」が社会情勢に伴って変化する中、上司・先輩が意識改革を行いながら、府民の安全・安心を守るために必要な指導は厳しく実施しなければならない点である。

(4) 警察職員の上下関係について～警務課長

【委員】警察職員の上下関係は厳しいのか。

【警察】警察は、部隊活動や集団で活動することも多く、「警察礼式」、「警察操典」という規則で敬礼の仕方（手の位置、角度等）や整列時の隣の者との間隔、行進する際の歩幅などが定められている。

これらは警察学校の入校時に徹底的に叩き込まれることから部隊で活動する際に一糸乱れず行動ができており、この姿から警察は厳しいとのイメージを持たれることが多い。

もちろん階級制度があり、上位階級者の職務上の命令等に従う義務がある。しかし、その命令等が、明らかに法令に違反する場合や社会通念に照らして逸脱している場合は従う義務はない。

(5) 地域と関わるイベントに警察はどの程度関わるのか～警務課長

【委員】防犯教室や交通安全教室のほかに、どのようなものがあるのか。利用者が増えることで地域と警察の距離が縮まるのではないか。

【警察】当署では、防犯教室、交通安全教室、不審者対応訓練等の要請を受け、検

討の上で実施する方法をとっている。これは各団体・法人等によって重点が異なるところもあるほか、各団体等に重点を何に置くべきかを検討してもらうことで、防犯意識等の向上につながっている。

今後も要請を受ければ、要望に沿った内容の訓練等が実施できる、できないを含めて検討し、可能な限り対応していく。

(6) 警察官採用試験について～警務課長

【委員】警察官の採用試験は難しいのか。

【警察】採用試験は年に2回実施しており、1回目試験は5月中旬以降に1次試験、7月上旬に最終面接で、7月下旬に合否の発表となっている。2回目試験は9月下旬以降に1次試験、11月中旬から下旬に最終面接で、12月中旬に合否の発表となっている。

第1次試験には筆記試験や体力試験、集団討論などがあり、体力試験では5種目のうち2種目が基準に達しない場合、又は5種目の合計点が基準に達しない場合、不合格となる。

試験の難易度は受験者によって感じ方が異なると思われ、一概に申し上げることにはできないが、令和4年の第1回目試験は、申込者1,462人で最終合格者が232人となっており、競争倍率は5.2倍である。令和5年の第1回目試験は、申込者1,100人で最終合格者282人となっており、競争倍率は3.2倍であるので参考としていただきたい。

(7) 歩行者の信号無視等の違反について～交通課長

【委員】歩行者の信号無視等の交通違反をよく目にする。重大な事故を未然に防ぐために取締り強化や罰則強化は必要でないか。

【警察】歩行者の交通違反が原因で死亡事故など、重大事故につながるケースがある。

歩行者に対する取締りは、例えば、歩行者の信号無視であれば、道路交通法第7条で、歩行者も車両と同様に信号機の表示に従わなければならないとの規定があり、2万円以下の罰金又は過料の罰則が設けられている。

歩行者の取締りについては、悪質性の程度にもよるが、口頭による指導措置で対応しており、警察官が信号無視や横断禁止場所での横断を見掛けた際には、看過せずその場で口頭指導を実施している。

特に、年末は歩行者の横断中の事故が多発する傾向にあることから、現場での指導や地域課による巡回連絡等の機会を活用して横断方法に関する指導を徹底していきたいと考えている。

また、当署は独自の活動として管内の移動スーパーと連携して、普段、交通教室などを受ける機会の少ない高齢者が居住する地域を回り、横断指導等を実施し、歩行者横断中の事故防止に取り組んでいる。

(8) 自転車のヘルメット普及率について～交通課長

【委員】現在の自転車ヘルメットの普及率はどうか。

【警察】昨年4月に自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されてから当署では管内の官公庁や事業所の協力を得て、自転車ヘルメットの着用促進に取り

会 議  
内 容

組んでいる。

また、今年の6月には舞鶴市による自転車用ヘルメット購入費用の補助金制度を開始しており、舞鶴市内での自転車ヘルメット着用の気運が高まっている。

自転車ヘルメット着用率は、京都府では令和5年4月の6.7パーセントから緩やかに上昇し、今年の10月は12.7パーセントとなっている。

舞鶴市では、当初は0パーセントという時期もあったが、今年の10月は20パーセントとなっている。まだまだ普及したとは言い難い状況であり、以後も行政機関や関係機関と連携しながら普及率を上げていく。

(9) 信号機の設置位置の検討について～交通課長

【委員】大型車両の後方を走行中に信号機が見えづらく前方の大型車両が通過して初めて信号機が見えて危険な状況になることがある。市街地等で信号機の位置を検討してはどうか。

【警察】信号機の設置位置は交差点の形状や道路管理の関係から限定されている。信号交差点通過時に大型車両が前方を走行している場合、信号機が見えにくい状況になることは予想できるが、運転者には信号機が視認できるよう車間距離を調整して走っていただくしかない。

また、予告信号についても交差点の信号機の見通し状況など、一定の基準に基づいて設置の判断がなされるものであり、歩行者用信号がある場所であれば、その信号表示の状況等も見ながら、対面の信号機の表示に留意して運転を心掛けていただきたい。

(10) スピード違反、信号無視等の違反取締りについて～交通課長

【委員】国道等での交通取締りをよく目にするが、国道から一本入った生活道路等でも取締りをしてはどうか。

【警察】京都府警察には、交通事故の発生時間や場所等の情報を基に交通事故発生状況を分析する「GISシステム」というものがある。

警察官の数には限りがあることから、この分析結果から事故多発時間、場所に的を絞った取締りを実施している。当署管内であれば、国道27号、国道175号、府道小倉西舞鶴線（白鳥街道）という主要幹線道路が事故多発路線となっており、これらの路線での取締回数が多い状況にある。

しかしながら、御意見にあるように幹線道路から内に入った生活道路においても死亡事故など重大事故が発生する可能性はあり、幹線道路以外にも実際の発生状況や住民からの要望に基づいて生活道路でも取締りを実施している。

また、当署では、通学路や生活道路で持ち運び可能な「可搬式オービス」を活用した取締りを積極的に実施している。

今後とも、地域住民から要望等があれば可能な限り対応していきたいと考えている。

(11) 交通取締りについて～交通課長

【委員】交通取締りで違反者に反抗等された場合は、どのように対処するのか。

【警察】違反者から、いかなる言い訳や罵声を浴びせられても、違反を認定すれば警察官はき然とした態度で対応している。

中には違反事実を否認される方もいるが、否認された場合は実況見分や取調べを行った上で、事実を認定して定められた措置を講じている。

(12) 高齢者の運転免許証返納手続き等について～交通課長

【委員】高齢者の運転免許証返納手続きについて知りたい。

【警察】年々、ドライバーの高齢化が進んでおり、これに伴ってブレーキとアクセルの踏み間違いなど、加齢による身体機能や判断力の低下が原因となるような事故の発生が散見される。

そのような中、運転免許証の自主返納は、高齢ドライバーの事故を防止する手段の一つとして、警察や行政機関が促進のための取組を進めている。

しかし、公共交通機関が脆弱であるなど、地域によっては自動車がないと生活が困難となる場合もあり、全ての高齢ドライバーに対して一律に進めている訳ではない。

自主返納の一つの目安として、交通事故や交通違反をきっかけに運転に不安を感じたり、運転をすることが少しでも恐くなったり、今まで通りの運転ができなくなった等とを感じるようなことがあれば、一度返納も考えていただきたいと思う。

運転に不安を抱えた状態で運転を継続し、重大な事故を起こして後悔するくらいであれば、早めに自主返納をするということも一つの考え方である。

当署には安全運転の相談窓口も設けているため、運転者本人のほか、御家族でも心配なことがあれば、交通課に連絡をしていただけたらと思う。

返納手続きについては、府警のホームページにも掲載されているが、京都市伏見区にある運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター、住所地を管轄する警察署が対応させていただく。

申請に必要なものは運転免許証のみであり、警察署に来ていただければ確認書という書類を記載いただくことになる。また、運転免許証に代わる公的な本人確認書類として「運転経歴証明書」を申請することができ、申請には手数料 1,120円が必要である。

当署では、本庁舎と東庁舎両方で申請を受け付けている。

(13) 市街地の防犯カメラ設置状況について～生活安全課長

【委員】舞鶴市内の防犯カメラ設置状況を知りたい。

【警察】舞鶴市内の防犯カメラの設置状況は、十分とは言えないものの市内の広範囲に渡って設置されている。

平成29年に舞鶴市と当府警察が結んだ協定に基づき、舞鶴市が「地域見守りカメラ」として防犯カメラを設置している。設置箇所については舞鶴市と当署が協議し、犯罪多発場所を分析、必要箇所を選定して随時増設している。

さらに舞鶴市内のタクシー会社、舞鶴市、当署で協定を締結し、舞鶴市内の全郵便局と当署で協定を締結するなど、事件事故発生時におけるドライブレコーダーの提供等の必要な捜査協力の体制を構築している。

しかし、現時点で防犯カメラの設置状況は十分とは言えず、今後も、企業や団体等に対して防犯カメラの必要性等を広報、説明し、防犯カメラの設置台数を増やしていく。

(14) 虐待事案の取扱いについて～生活安全課長

【委員】虐待の通報件数と、どのような内容が多いのかを知りたい。

【警察】当署の児童虐待の認知情報件数は、11月末現在で前年同期比8件増加、身柄付通告児童数は前年同期比で3人増加しており、本年の通告件数は増加傾向にある。

これは、当署で虐待のおそれがある事案を認知した場合、第三者の目撃や防犯カメラ等により客観的に虐待のおそれがないと判断できなければ、全件児童相談所に通告しているためである。

例えば、乳児の誤飲やベットから転落して怪我をした等の通報を受けた場合、それが真実であったとしても、客観的に虐待のおそれがないと判断できない場合は、虐待のおそれがあるとして通告している。

これは、「おそれがある」という「点」の通告を積み重ねることにより、「線」として危険性の判断をし、虐待事案を見逃さないためである。

当署における通告の種別は、約7割が「心理的虐待」、約2割が「身体的虐待」、約1割が「ネグレクト」である。「心理的虐待」は、子供の面前での家庭内暴力や口論など、身体的虐待等を目撃した児童の他のきょうだいが対象となる。

「身体的虐待」は、躰のつもりの暴力、子供の救急事案等で概要が判然としない場合である。

いずれも、通告は虐待の対象となる特定の子のみならずきょうだい一人一人に対して「虐待のおそれあり」として各人に対する通告を行うため、きょうだいの数に比例して通告件数は増加する。

身柄付通告児童数も同様に増加しているものの、その種別は「身体的虐待」、「ネグレクト」であり保護者を逮捕する等の事件化に至る事案の発生はない。

(15) 闇バイトについて～生活安全課長

【委員】舞鶴市内における闇バイトに関する現状を知りたい。

【警察】舞鶴市内での募集は認知していないほか、闇バイトが絡む事案の発生は把握していない。

しかし、不安に感じられる市民の方からの不審者申告が増加傾向にあり、申告を受けた場合は、警戒強化や情報発信し事案の解明に務めている。

先般も「闇バイトかもしれない。」との申告を受け、警戒や初動捜査を実施し、不審電話と思っていたものが知り合いであったことが判明したという取扱いがあった。

今後の課題は、舞鶴市民に闇バイトに加担させない、仮に加担しても離脱を呼び掛け、離脱を求めてきた場合は適切に保護を行い、対象者やその家族の安全を確保し、組織犯罪の壊滅を図っていくことである。

(16) 少年補導の補導基準について～生活安全課長

【委員】少年補導の現状と、何時以降に出歩くと補導対象になる等の基準はあるのか。

【警察】少年補導とは、不良行為をした少年を補導することを言い、不良行為少年に対して注意や指導、助言を行っている。不良行為とは、飲酒や喫煙、薬物乱用、粗暴行為等の16種類を定義している。

16種類あるものの、京都府下では、「深夜はいかい」、「喫煙」が全体の約9割を占め、「飲酒」を含めるとほぼ10割となり、舞鶴でも同水準となっている。

「深夜はいかい」の基準としては、おおむね午後11時から午前4時で、対象は高校生以下である。

少年補導の目的は、少年の非行防止のためであり、塾で帰りが遅れた少年など、正当な理由があるときは、午後11時を過ぎた場合でも補導の対象にしないこともある。

この様に少年補導は、行為が不良行為といえるか、将来非行に走る状態かを判断して実施している。

#### (17) DVへの対応について～生活安全課長

【委員】警察はDV案件に対してどのような対応をしているのか。相談先を紹介等するだけなのか。

【警察】DV案件では、被害者やその家族の安全確保を第一優先に考えている。その中で加害者と被害者を分離することが重要であり、警察として取り得る最たる措置として行っている。

警察がDV案件を認知する多くは通報によるもので、被害者や関係者、目撃者等の第三者からの通報である。まず男女のもめ事の申告があった場合、その事象等だけに捉らわれることなく、逮捕の必要性があれば対象者を逮捕している。

身柄を分離できれば、その間に被害届出の説得やDV被害者特有のマインドの解除、避難先の選定等を行うことにより、被害者は安心して荷物をまとめて避難等することが可能になる。

一例を紹介すると、交際する男女が双方ともに軽微な暴行はあったが別れる意思や被害意思はなく、警察署に来ることも拒否していたため、お互い冷静になるように分離措置を説得し、女性が知人宅（男性の知らない知人）に身を寄せることで調整し、警察官が居室の半同棲場所から必要な荷物の搬出立会い等の支援を実施したという事例がある。

また、当署のみならず他府県や他署管内に関係を有する場合は、情報共有を行い、関係先と連携して対応を行っている。

【委員】最近では、「モラハラ」といった精神的なDVが増加していると聞き、これらは一見して分かりづらく、証拠の確保が難しいと思うが、警察はどのように対応しているのか。

【警察】現象面を捉えた逮捕が難しい場面が多いことは事実であるが、そういった場合でも、状況把握の必要のある被害者には定期的に連絡を行い、聞き取りを実施している。その中で状況に応じて積極的に事件化を図っている。

会 議  
内 容

また、行為者に対する警察からの警告を望まれる場合は、警告等を行っている。さらに、行政からの支援の必要が認められる場合には、行政とも連携して対応を行っている。

4 事務連絡

令和6年度第4回京都府舞鶴警察署協議会は、令和7年2月上旬に実施予定である。

以上

### 第3回京都府舞鶴警察署協議会の開催状況

